

青森県消防協会
消防互助会規約

公益財団法人

青森県消防協会

青森県消防協会消防互助会規約

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この会は、会員に慶弔金及び見舞金(以下「慶弔見舞金」という。)を贈り会員相互の共存共栄と親睦融和を図り、士気の昂揚につとめることを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、青森県消防協会消防互助会(以下「消防互助会」という。)という。

(会 員)

第3条 この会の会員は、消防団員及び消防関係職員であつて、消防互助会入会申込書(第1号様式)により第9条に規定する会費を納付した者とする。

2 会員の保障期間は、7月1日から翌年の6月30日までの1年間とし、1年毎に更新を行うものとする。

第 2 章 慶 弔 見 舞 金

(申 請)

第4条 会員が慶弔見舞金を受けようとするときは、慶弔見舞金申請書(第2号様式)に所要事項を記入して所属長に提出するものとする。

2 所属長は、前項の申請書の提出があつたときは、それぞれ証明を付し、公益財団法人青森県消防協会会長(以下「会長」という。)に進達するものとする。

3 弔慰金の受取順位は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令第8条第3項に定める順位を準用し、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。但し、行方不明等の事情がある場合はこの限りでない。

(支給額)

第5条 慶弔見舞金は次の表に掲げる額とする。ただし、大規模な火災等が発生し、多数の罹災者が出た場合は、「消防互助会審議委員会(以下「審議委員会」という。)」に諮り慶弔見舞金の額を減額することができるものとする。

| 区 分 | | 慶弔見舞金 | |
|--|--|-------------------------------------|----------|
| 死 亡 | | 100,000円 | |
| 傷痕、疾病による入院 | | 3日以上6日以内の入院に限る 入院1日当たり 1,500円 | |
| 罹 災 (火 災 等 の 災 害) | 住 家 | 全半焼、全半壊 | 100,000円 |
| | | 部分焼、部分壊 | 50,000円 |
| | 非 住 家 | 全焼、全壊 | 30,000円 |
| | | 半焼、半壊 | 20,000円 |
| | | 部分焼 | 10,000円 |
| | そ の 他 ※工作物及び船舶の損害 に限る。 広範囲な災害は除く。 | 20万円以上～50万円未満の損害 | 10,000円 |
| | 50万円以上の損害 | 20,000円 | |
| 結 婚 | | 20,000円 | |
| 出 産 | | 10,000円 | |

※申請の際は、第2号様式に必要な応じて追加の書類の提出を求める場合がある。

(慶弔見舞金を受ける期限)

第6条 慶弔見舞金を受ける期限は、結婚、出産、死亡、傷痕、疾病、罹災等の事実の発生したときから2年とする。

(慶弔見舞金を贈呈しない場合)

第7条 事由が次の各号のいずれかに該当したときは慶弔見舞金を贈呈しないものとする。

- (1) 会員が自殺又は自殺未遂により入院したとき。
- (2) 会員の犯罪又は違法行為によるとき。

(3) 会員の精神障害又は泥酔を原因とする事故死のとき。

第 3 章 会 計

(経 費)

第8条 この会の経費は、会員の会費、寄附金その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第9条 会費は、年額1人1,000円とし、毎年6月末日まで納付するものとする。

(会 計 年 度)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会 計 区 分)

第11条 この会の会計は、公益財団法人青森県消防協会の収益事業等会計として経理する。

(剰 余 金 等)

第12条 決算の結果生じた剰余金は、基金として積立てるほか公益目的事業等会計、法人会計に繰入れ、翌年度に繰越すことができる。

2 前項の剰余金の処分については、公益財団法人青森県消防協会理事会(以下「理事会」という。)の決するところによる。

3 会員の死亡、傷痕、疾病及び火災等の災害が多く、この会の運営に支障を生ずると認められる場合は、会長は審議委員会に諮り、かつ、理事会の決するところにより措置するものとする。

第 4 章 補 則

(審議委員会)

第13条 この会の円滑な運営を期するため、審議委員会を設ける。

2 審議委員会に関しては、会長が理事会に諮って定める。

(備付帳簿)

第14条 この会の事務を処理するため、次の簿冊を備える。

- (1) 入会申込書綴
- (2) 慶弔見舞金申請・給付綴

附 則

(施行日)

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(罹災互助会規約の廃止)

2 青森県消防協会罹災互助会規約は廃止する。

附 則

(施行日)

1 この規約の改正事項(出産祝金の新設等)は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規約の改正事項(傷痍、疾病による入院見舞金の給付対象日数の変更)は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規約の改正事項(結婚祝金の支給額変更)は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この規約の改正事項(第3号様式の変更)は、令和元年4月1日から施行する。

附 則

(施 行 日)

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(第1号様式)

消防互助会入会申込書

公益財団法人
青森県消防協会長 殿

令和 年 月 日
〇〇 (所属長) 〇〇 〇〇 印

青森県消防協会消防互助会に入会したいので、
下記のとおり会費を添えて申込みます。

記

1. 申込者数 _____人
2. 入会日 令和 年 月 日
3. 会費 _____円
4. 会費納付方法 令和 年 月 日

(下記指定口座に振込
持 参) いたします。

| | |
|---------------|---|
| 消防互助会 指定口座 | 住所 青森県青森市第二問屋町4丁目11番6号 口座番号 青森銀行 問屋町支店 (普)3054637 公益財団法人青森県消防協会 |
|---------------|---|

(第2号様式)

令和 年 月 日

公益財団法人青森県消防協会長 殿

消防団団長



慶弔見舞金申請書

このことについて、下記の事実に基づき申請します。

受取人： 住所
氏名 (歳) (消防団 階級)

| 給付種別 | 給付事由 |
|-----------------------------------|---|
| 1. <input type="checkbox"/> 弔慰金 | 死亡団員階級氏名： 団員との続柄： 死亡日： 年 月 日 死因： |
| 2. <input type="checkbox"/> 入院見舞金 | <input type="checkbox"/> 傷痍 発生日時： 原因等： |
| | <input type="checkbox"/> 疾病 |
| | ① 傷病名： |
| | ② 医療機関名： |
| 3. <input type="checkbox"/> 罹災見舞金 | 罹災状況日時原因等 |
| | ① 住家： <input type="checkbox"/> 全半焼(壊) <input type="checkbox"/> 部分焼(壊) 延面積： m ² ・ 罹災面積： m ² ・ 損害額： 千円 |
| | ② 非住家： <input type="checkbox"/> 全焼(壊) <input type="checkbox"/> 半焼(壊) <input type="checkbox"/> 部分焼 延面積： m ² ・ 罹災面積： m ² ・ 損害額： 千円 |
| | ③その他： <input type="checkbox"/> 20万円以上～50万円未満 損害額 千円 <input type="checkbox"/> 50万円以上 損害額 千円 |
| 4. <input type="checkbox"/> 結婚祝金 | 配偶者氏名(ふりがな)： 結婚年月日(婚姻届提出日) 年 月 日 |
| 5. <input type="checkbox"/> 出産祝金 | 子の氏名(ふりがな)： 生年月日 年 月 日 |

青森県消防協会消防互助会審議委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、青森県消防協会消防互助会規約第13条の規定に基づき、審議委員会について必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 審議委員（以下「委員」という。）は、地区消防協会会長の推せんを得て公益財団法人青森県消防協会会長（以下「会長」という。）が委嘱するものとし、委員は16人以内とする。（但し、委員長は別とする。）

(任 期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 委員が任期の途中において退任したときにおける後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は会長とする。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(所 掌 事 項)

第5条 審議委員会は次の事項を審議する。

2 大規模災害等重要な見舞金の審査決定に関すること。

3 慶弔見舞金の財源不足対策に関すること。

4 その他消防互助会事業の運営に関すること。

(会 議)

第6条 審議委員会は必要に応じて会長が召集する。

2 会議は過半数の委員が出席したとき成立するものとする。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議委員会に関し必要な事項は、会長が審議委員会に諮って定める。

附 則

(施行日)

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(罹災互助会審議委員会規程の廃止)

2 青森県消防協会罹災互助会審議委員会規程は廃止する。